

令和6年度 第3回 大牟田市空き地及び空家等対策審議会 議事録

開催日時： 令和7年2月13日(木) 13時30分～14時50分

開催場所： 企業局3階 講習室

出席者： 大牟田市空き地及び空家等対策審議会委員 6名、事務局 6名

傍聴者： 報道関係者 0名、一般傍聴者 0名

○会議次第

1. 開会

2. 議題(1)

「第3次空き地及び空家等対策計画(最終案)について」

事務局より説明

(委員)

資料2のうち33ページ「庁内関係部局との連携」について「今後の検討事項となるため記載を差し控える」とのことだがこの5年の中で検討はして頂けるということでよろしいでしょうか。

(事務局)

様々に課題があるため、解決にあたりどの部署とどのような連携をとるかということはこの5年の中で検討していくということです。

(委員)

この答え方だと、記載していること以外はこれからの話なので答えようがない、というようなちょっと突き放しているかのように読めるので。「計画期間内に検討する事項と考えられるため具体的な記載を差し控える」といった書きぶりなど、不親切感がないよう真意を含めてもいいのではないかと思っているところです。

(事務局)

表現について只今のご意見を参考に修正したいと思います。

(委員)

計画28ページの、無償譲渡のことは下段「主な取組」に記載は行わないのでしょうか。買う人、もらう人にとって魅力的ではないかと思うので。具体的に、新規事業のように記載できるものなかどうかはわからないのですが。

(事務局)

無償譲渡に至った案件は、流通に乗らない条件の厳しい物件で、傾いてこちらに倒れてきそうなのでいっそのこと引き取って解体するしかないというケースがあります。痛みを伴うものでもあり、どこまで積極的に推し進めるか市としての度合いが計り切れず、本文のみの掲載か追加をするかは事務局預かりとさせてもらえればと思います。

(委員)

この最終案は、まだ修正ができるものですか。

(事務局)

パブリックコメントを経た状況なので、軽微な部分であるならば可能と考えてはいます。パブリックコメントへ遡ら

なければならない意見なのか見極めつつ、事務局としてはこれが最終案であると考えています。

(委員)

語句の訂正であるような、軽微なものなら可能ということですね。

「無償譲渡の周知」というのは一般的に広く知らしめるという意味では無く、「所有者が無償で譲渡するとおっしゃってますがどうですか」と近隣の方などに積極的に伝えていくということでしょうか。

(事務局)

はい。補足すると、一般の流通に乗るようなものまで積極的に広く知らしめるものではなく、解決しない空家に対し困っている所有者や近隣の方の事情を突き合せたとき「譲渡はどうですか」と情報提供することで過去解決に結びついた事例もあるので、選択肢の一つとして業務にのぞみたいと考えています。

(委員)

令和7年度からの計画なので、4月1日までに成立していないといけないですよ。

(事務局)

資料1の「4 計画の策定スケジュール」にありますように、本日の審議会のあと議会に諮り最終3月末には市長決裁を経て策定完了、速やかに公表を行います。

(委員)

資料1の「その他の質問等」に固定資産税関係があったので計画39ページのフロー図を見たのですが、実際の手順はどのようになりますか。市民の関心も高いのではないのでしょうか。

(事務局)

手順としては空家部局から勧告を行った時点で、税務課へ情報提供を行います。地方税法の中で「空家特措法で勧告がされた管理不全空家等の土地は除く」とされていますので、自動的に除外適用がなされるものということです。

(委員)

地面の上にもものが建っていると税金が安くなると周知の事実のようになっているので、それが変わるとなればハレーションが起きてくると思われますので、勧告をする空き地空家部局でしっかりアナウンスをお願いできればと。最終案の意見として直接関係ないかもしれませんが、そう思っの質問でした。

(委員)

年度途中で勧告を受けたらどうなりますか。

(事務局)

1月1日時点で税金がかかるので、年度途中では変わらず翌年度からということになります。

3. 報告(1)

【非公開】

※報告事項の内容に、市の機関が行う事務に関する情報であって公にすることにより行政運営上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある内容が含まれるため、大牟田市審議会等の設置運営及び公開に関する要綱(平成29年4月1日施行)第7条第1項第2号の規定に基づき非公開とします。

4. 閉会